

## 特記仕様書

業 務 名：那覇市大規模盛土造成地優先度評価業務委託

位 置：那覇市内（大規模盛土造成地-112 箇所 別紙①②）

履行期間：契約締結日の翌日から令和 5 年 2 月 24 日（金）まで

### （適用）

**第 1 条** 本特記仕様書は、那覇市（以下「発注者」という。）が発注する「那覇市大規模盛土造成地優先度評価業務委託」（以下「本業務」という。）について、本業務受注者（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を定めるものとする。

### （目的）

**第 2 条** 本業務は、令和 2 年度において実施された大規模盛土造成地の変動予測調査第 1 次スクリーニングによって抽出された大規模盛土造成地 112 箇所について、第 2 次スクリーニングを計画的に進められるよう、造成された年代の現場調査及び整理、優先度の評価を行うものである。

### （準拠法令等）

**第 3 条** 本業務は、本特記仕様書及び委託契約書によるほか、「大規模盛土造成地の活動崩落対策ガイドライン及び同解説」（以下「ガイドライン」という。）（平成 27 年 5 月、国土交通省）、関係諸法令その他必要な諸基準に準拠して作業を行うものとする。

### （業務内容）

**第 4 条** 本業務の内容は、別紙「那覇市大規模盛土造成地優先度評価業務委託 業務内容書」に掲げるものとする。

### （技術者等）

**第 5 条** 受注者は本業務を遂行するにあたって、発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある技術者を定め、かつ、適切な人員を配置し、正確丁寧に行わなければならない。配置する技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係（開札日以前に 3 ヶ月以上の継続した雇用関係）にある以下の要件を満たす者とし、管理技術者と照査技術者は兼任できない。

(1) 管理技術者：以下のいずれかの資格を有するもの

- ・ 技術士 総合技術監理部門（建設-河川、砂防及び海岸・海洋または土質及び基礎）
- ・ 技術士 建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋または土質及び基礎）
- ・ 技術士 応用理学部門（地質）

(2) 照査技術者：管理技術者と同等以上の資格を有する者であること。

### (品質の確保)

**第6条** 成果品の品質及び業務実施時における環境への配慮、情報保護を図るため、受注者は以下の資格認証及び実績を取得しているものとし、その証明書類を業務着手時に提出しなければならない。

- (1) 日本工業標準調査会「品質マネジメントシステム」による認証。  
(QMS: Quality Management System : ISO9001)
- (2) 情報システムセキュリティ管理適合性評価制度による公的外部機関の認証  
(Information Security Management System : ISMS : JIS Q 27001 全社)
- (3) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証。(プライバシーマーク : JIS Q 15001)

### (関係書類の提出)

**第7条** 受注者は契約後、履行期間の着手日に着手届、管理技術者等通知書、契約締結後14日以内に業務計画書及び業務工程表を提出し、発注者の承認を得るものとする。

### (貸与資料)

**第8条** 本業務の貸与資料は、発注者と受注者の協議のうで決定するものとする。受注者は、貸与を受ける場合は、借用書を作成して受け渡しの際に発注者に提出するものとする。また、データ関係の受け渡しは、総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）を利用したセキュリティが保証される手段にて収集する。なお、LGWANを利用したデータ（ファイル）交換等のしくみについては、受注者が準備するものとする。

- 2 受注者は、貸与資料について紛失・汚損・破損等をすることがないように、十分注意して取り扱うものとし、本業務終了後は速やかに返却するものとする。

### (打合せ)

**第9条** 受注者は、発注者と常に緊密な連絡を取り、十分な打合わせを行うとともに、作業途中において報告を求められた場合は、直ちに書面等による報告を行わなければならない。

- 2 発注者と受注者の打合わせ協議は、着手時、定例会議、成果品納入時に行うが、それ以外に必要な場合は協議のうで、適宜、行うものとする。
- 3 打合せの結果については、受注者が書面（打ち合わせ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- 4 管理技術者は、着手時及び成果品納入時に立ち会うものとする。

### (関係機関との協議に伴う資料作成)

**第10条** 受注者は、関係機関との協議に必要な資料作成等を行うものとする。

### (業務の執行)

**第 11 条** 本業務を実施するうえでトラブルが発生した場合、受注者は速やかに発注者へ連絡し、追って書面にて報告するものとする。なお、現地調査を実施する場合には、調査員の身分を証明できる証明書を携帯し、特に敷地等への立ち入りの際には調査の趣旨を説明のうえ、トラブルがないように努めること。

### (安全管理)

**第 12 条** 本業務の実施にあたり、受注者は安全管理に努めるものとし、受注者が発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況および内容を報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 本業務中に生じた事故等については全て、受注者の責任において処理するものとする。

### (進捗報告及び完了)

**第 13 条** 受注者は、本業務の遂行にあたり、業務着手後、毎月末ごとに発注者へ業務進捗状況を書面で報告するものとする。また、発注者が必要と判断した場合は、進捗状況を説明しなければならない。

2 本業務は、成果品を納品し、発注者の検収合格をもって完了とする。ただし、完了後であっても誤謬等が発見された場合は、修正または再作業を行うものとする。

### (成果品の帰属)

**第 14 条** 本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものであり、受注者は、本業務の過程及び結果から知り得た情報について、発注者の許可なくほかに公表、貸与、使用等をしてはならない。

2 本業務で調査した内容やデータ整理に使用した原資料は、すべて成果品の一部として提出するものとする。

### (成果品)

**第 15 条** 本業務の成果品は以下のとおりとし、納入場所は、那覇市役所まちなみ共創部建築指導課とする。

- (1) 業務報告書 (A4 版ドッチファイル) . . . . . 2 部
- (2) 電子データ (CD-R 等) . . . . . 1 部
- (3) その他、調査職員の指示によるもの

### (保険)

**第 16 条** 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、当該保険に加入している旨を業務計画書に明示するものとする。なお、発注者から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

らない。

#### **(暴力団員等による不当介入の排除対策)**

**第 17 条** 受注者は、本業務を履行するに当たって「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成 23 年 1 月 12 日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- 2 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力をを行うこと。
- 3 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに調査職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 4 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに調査職員と工程に関する協議を行うこと。

#### **(那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策)**

**第 18 条** 受注者は、本業務を履行するに当たって「那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、暴力団密接関係者を市発注委託業務等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を建築指導課へ提出しなければならない。
- 3 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位請負者」という。）に対し「1 次及び 2 次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 4 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 5 受注者はその旨、全ての当該委託業務関連者に周知しなければならない。

#### **(その他)**

**第 19 条** 本業務の実施中に疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方の協議のうえ、発注者が決定する。

**第 20 条** 受注者は、本業務完了後であっても本市より説明を求められた場合は、速やかに担当者を派遣し説明を行うものとする。また、会計検査実施時についても立ち合い、説明等の協力を行うものとする。